

質 問 回 答

平成 26 年 4 月 14 日

「(案件名) 大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト (廃棄物管理 C、D) (その 2) 」

(公示日 : 平成 26 年 3 月 19 日 / 公示番号 : 6) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 2 章 5 (2) (イ) (4 ページ)	国内支援委員会の開催時期について予定見込みが決まっていたらご教示ください。	開催時期は現段階で未定です。
2	第 2 章 6 (2) ア (7 ページ)	業務実施計画書案 (和文・英文) を各支所に説明・協議することとなっておりますが、ミクロネシアの場合、渡航のルート上、ポンペイ州からでは無く、他の州から活動を始めたほうが効率的かつ経済的であるため、渡航ルートによってはミクロネシア支所への業務実施計画書の説明を渡航前に日本からの電話会議で実施することで宜しいでしょうか。	電話会議で実施して問題ありません。当機構の電話会議システムを利用することも可能です。
3	第 2 章 6 (2) (ア) ミクロネシア国での活動 (7 ~ 8 ページ)	ミクロネシア国での活動ではいくつか PO との齟齬がありますが、どのように取り扱うかご教示下さい。	基本的には、PDM、PO に沿った活動をプロポーザルにて提案してください。なお、齟齬がある箇所に関し、業務指示書に沿った提案を頂いても構いませんが、その場合業務開始後地球環境部、プロジェクトオフィスと相談のうえ、先方機関の合意を得て活動計画あるいは PDM の活動の変更等の対応をお願いします。
4	第 2 章 6 (2) (ア) c) ミクロネシア国 (7 ページ)	次期廃棄物管理戦略の策定にあたり、SPREP との役割分担をご教示ください。	基本的に SPREP が策定支援を行う役割であり、JICA は SPREP の要請に基づいて必要な情報の提供やワークショップを共同開催するという

通番号	当該頁項目	質問	回答
			役割です。
5	第2章6(2)(ア)iミクロネシア コスラエ州(7 ページ)	コスラエ州では啓発は州横断的なセミナーを開催する記載は PO にありません。PO に従い活動するということで宜しいでしょうか。	コスラエ州の中での横断的なセミナーということで他州を招聘するというではありません。PO の記載の通りです。
6	第2章6(2)エ(ウ)cマーシャル 諸島(9 ページ)	マーシャル諸島の廃棄物管理戦略は 2014-2018 年版として準備されています。このため、プロジェクト期間内である 2015 年度までには次期戦略の見直し策定はない。この部分は実態に合わせた提案でも宜しいでしょうか。	提案頂いて結構です。
7	第2章6(2)エ(ウ) マーシャル 諸島(9 ページ)	マーシャル国の「イバイ」(英文表記 Ebeye)は現地でも支所でもイバイと呼称しているため、プロポーザル、報告書等ではイバイと表記して構わないでしょうか。	「イバイ」と表記して頂いて結構です。
8	第2章6(2)(エ)9ページ その 他の活動(c)	現地業務結果報告書(英文)とはプロジェクト事業完了報告書(英文)という理解で宜しいでしょうか。	「現地業務結果報告書(英文)」は、現地業務を実施する都度作成する簡易な報告書であり、当機構等に提出及び説明いただくものです。 「事業完了報告書(英文)」は、本件の業務の最終的な成果品として取りまとめていただく報告書です。
9	第2章7 10 ページ 成果品	プロジェクト <u>事業</u> 完了報告書とプロジェクト <u>業務</u> 完了報告書は同じものを指していると解してよろしいでしょうか。	「プロジェクト業務完了報告書」と記載ある箇所は「プロジェクト事業完了報告書」と訂正します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
10	第3章6その他の留意事項(14ページ)オとカ	現地業務費については、オとカの内容が異なりますが、現地業務費の内、本契約に含むべき項目を詳細にご教示下さい。	見積もりに含めていただきたい費用は、カに記載のとおりです。
11	第3章6その他の留意事項(14ページ)オとカ	上記に関連して、もし現地業務費を支所から委嘱を受けて精算する必要がある場合、ミクロネシアにおいては支所のあるポンペイ州に寄らなくてはならないため、貴機構、プロジェクトオフィス、支所等と協議のうえ契約交渉時から派遣前の方にプロポーザルで提案した渡航経路を変更するということがよいでしょうか。	変更することも可能です。

以上